

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (平成26年度)(案)

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
埼玉県 (本庄市)	本庄観光(株)	本庄シャトル便	地域内 フィーダー	3,979.0		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	本庄北地域デマンド	地域内 フィーダー	2,532.3		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	本庄南地域デマンド	地域内 フィーダー	2,427.9		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	児玉市街地デマンド	地域内 フィーダー	2,929.8		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	児玉山間地域デマンド	地域内 フィーダー	3,035.0		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
合 計				14,904			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (平成27年度)(案)

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
埼玉県 (本庄市)	本庄観光(株)	本庄シャトル便	地域内 フィーダー	3,998.0		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	本庄北地域デマンド	地域内 フィーダー	2,527.7		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	本庄南地域デマンド	地域内 フィーダー	2,422.8		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	児玉市街地デマンド	地域内 フィーダー	2,927.0		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	児玉山間地域デマンド	地域内 フィーダー	3,028.5		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
合 計				14,904			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (平成28年度) (案)

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
埼玉県 (本庄市)	本庄観光(株)	本庄シャトル便	地域内 フィーダー	3,999.0		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	本庄北地域デマンド	地域内 フィーダー	2,527.6		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	本庄南地域デマンド	地域内 フィーダー	2,423.1		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	児玉市街地デマンド	地域内 フィーダー	2,925.6		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
	朝日自動車(株)	児玉山間地域デマンド	地域内 フィーダー	3,028.7		停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	
合 計				14,904			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。